

(別紙 3 - 1)

第 1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和 10 年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

徳島県栽培漁業基本計画に基づき、資源管理と一体的な種苗放流を実施する。また、漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 2)

第 1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和 10 年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和 10 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 4)

第 1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を令和 10 年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 5)

第 1 水産資源

くまえび徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

徳島県栽培漁業基本計画に基づき、資源管理と一体的な種苗放流を実施する。また、漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 6)

第 1 水産資源

はも徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評

価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-7)

第1 水産資源

たちうお徳島県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の水準を、令和10年度までに、中位以上に回復させる。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-8)

第1 水産資源

いわししらす徳島県海域（まいわし・かたくちいわし・うるめいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間（2018年～2022年、農林水産統計）の平均値（2,298トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-9)

第1 水産資源

あまだい類（しろあまだい・あかあまだい）徳島県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間（2018年～2022年）の平均値（平均14.3トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3－10)

第 1 水産資源

まこがれい徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（3.2 トン、かれい類、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

徳島県栽培漁業基本計画に基づき、資源管理と一体的な種苗放流を実施する。また、漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3－11)

第 1 水産資源

めいたがれい徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（3.2 トン、かれい類、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3－12)

第 1 水産資源

かわはぎ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（41.3 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－1 3）

第 1 水産資源

めじな徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（24.5 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－1 4）

第 1 水産資源

めばる類徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（2.4 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 1 5)

第 1 水産資源

かさご徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（5.8 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 1 6)

第 1 水産資源

いぼだい徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（25.1 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 1 7)

第 1 水産資源

あかしたびらめ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（18.8 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評

価の精度の向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-18)

- 第1 水産資源

さばふぐ類(しろさばふぐ・くろさばふぐ) 徳島県海域

- 第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(2018年~2022年)の平均値(23.1トン、主要漁協)程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-19)

- 第1 水産資源

くえ徳島県海域

- 第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(2018年~2022年)の平均値(2.0トン、主要漁協)程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-20)

- 第1 水産資源

いさき徳島県海域

- 第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(2018年~2022年)の平均値(42.6トン、主要漁協)程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3-2 1)

第 1 水産資源

すずき徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（23.4 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3-2 2)

第 1 水産資源

このしろ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（0.6 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3-2 3)

第 1 水産資源

くろだい徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当

面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（26.9 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－2 4）

第 1 水産資源

いせえび徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（80.0 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－2 5）

第 1 水産資源

くるまえび徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（1.7 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

徳島県栽培漁業基本計画に基づき、資源管理と一体的な種苗放流を実施する。また、漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 2 6)

第 1 水産資源

小型えび類 (とらえび・あかえび等) 徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間 (2018 年～2022 年) の平均値 (34 トン、主要漁協) 程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 2 7)

第 1 水産資源

あわび類 (くろあわび・めがいあわび) 徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間 (2018 年～2022 年) の平均値 (17.3 トン、主要漁協) 程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 2 8)

第 1 水産資源

とこぶし徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間 (2018 年～2022 年) の平均値 (16.0 トン、主要漁協) 程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内

容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-29)

第1 水産資源

さざえ徳島県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(2018年~2022年)の平均値(18.8トン、主要漁協)程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-30)

第1 水産資源

まだこ徳島県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(2018年~2022年)の平均値(34.9トン、主要漁協)程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-31)

第1 水産資源

あおりいか徳島県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(2018年~2022年)の平均値(24.9トン、主要漁協)程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 3 2)

第 1 水産資源

しりやけいか徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間 (2018 年～2022 年) の平均値 (32.2 トン、主要漁協) 程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 3 3)

第 1 水産資源

まなまこ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間 (2018 年～2022 年) の平均値 (24.2 トン、主要漁協) 程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 3 4)

第 1 水産資源

こういか類 (こういか・もんごういか) 徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（50.8 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－35）

第 1 水産資源

うに類（むらさきうに・あかうに）徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（10.7 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。